

区民の声の公表（令和3年7月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
子供とお年寄りの安全	千葉県でトラックに轢かれて児童が亡くなりました。また同じ事故、防げた事故が起きました。近所の道路は、歩道が狭く交通量が多い生活道路です。児童やお年寄りが、多く通行しますが、歩道にある街灯や電柱を避ける為に、車道に膨らんで歩く必要があります。警察を呼ぶほどでは無い接触事故も起きているようです。歩道が狭く、ガードレール等の配置ができないのであれば、車道にバンブ、膨らみを設置してスピードを抑えさせることができます。区役所新築に数百億円だけのお金が区にはあります。他人事と思わずに対応してください。また同じ事故が世田谷区で起きてからでは、遅いのです。	ご要望のありました車道へのハンブ設置は、道路の状況により通行車両の速度抑制に一定の効果がある整備手法となります。しかしながら、当該道路のような通行量が多くバスなど大きな車両が通る道路においては、路面の段差による沿道住宅や店舗への振動・騒音の影響、ならびに自転車やバイクがバランスを崩す危険などから、ハンブ設置は困難であると考えています。また、ご指摘の区間は幅員構成や地域利用状況から、ガードパイプの設置も困難な状況です。当該区間は、これまでも注意喚起看板の設置など、でき得る安全対策を講じてきていますが、引き続き状況を注視していくとともに、警察とも状況を共有しながら更なる安全対策を検討していきます。	土木部 工事第一課 世田谷土木管理事務所	電話 03-3424-2790 ファクシミリ 03-3424-2501	令和3年7月1日	
粗大ごみ処理券のフォーマットについて	現在の粗大ごみ処理券には「氏名」の欄がありますが、受付センターでは受付時に個人情報保護の観点から「回収日と受付番号」を記載するよう伝えていたとのことでした。ついては、粗大ごみ処理券の「氏名」の欄を削除し、「回収日」と「受付番号」の欄を設けるようにフォーマットを変更して頂きたいと思えます。	粗大ごみ処理券の記入事項は、氏名欄があるため、同様のご意見を頂いております。フォーマット等を検討した結果、同一の券面で「収集予定日」と「氏名または受付番号」欄を設ける仕様に変更することになりました。新しいごみ処理券につきましては、印刷会社との契約変更等の手順を踏まえまして、今年度中には流通する予定ですので、もうしばらくお待ちいただければと思います。	清掃・リサイクル部 管理課	電話 03-6304-3210 ファクシミリ 03-6304-3341	令和3年7月5日	
下北沢駅前喫煙所について	下北沢駅を利用しているものです。近隣に喫煙所が設置されましたが、近くを通るとタバコ臭がきつく、避けるようにしています。下北沢の駅前のメイン通りに設置されて、区民や訪れた人が通る場所です。吸う人も吸わない人も害がありますね。喫煙所以外の場所で吸っている人もたくさんいます。若い人への喫煙の機会を増やしてしまっていますね。撤去していただけませんか？禁煙の街を、目指していただけますように心よりお願い申し上げます。八幡山にも閉鎖型のものが設置されましたが、どうしてもおいか出てしまいますね。たくさんの方が利用する場所に喫煙所は設置不要です。喫煙者の健康問題も、考え禁煙社会をめざしていただきたいです。	世田谷区では、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は指定喫煙場所を除き喫煙禁止としております。たばこルールに併せて、区内主要駅周辺の道路、公園、区施設の公有地等から重点的に喫煙場所を整備することとしております。区といたしましては、歩きタバコを含む路上喫煙や吸殻のポイ捨てを防止するためには、指定喫煙場所は不可欠なものとして認識しております。当該喫煙場所につきましては、かねてより喫煙場所内が満員のためによる喫煙場所外での喫煙に対するご指摘をいただいております。現在、当該喫煙場所を利用している喫煙者を分散させるためにも、下北沢駅周辺での喫煙場所の増設を予定しているところであります。今回のご指摘も踏まえさせていただきます。適切な喫煙場所の利用を図るため、引き続き、喫煙場所周辺での環境美化指導員による巡回指導を行ってまいります。	環境政策部 環境計画課	電話 03-6432-7129 ファクシミリ 03-6432-7981	令和3年7月5日	
図書館の蔵書について	コロナ禍で母の認知症が進み、図書館の認知症の資料を利用しております。先日「●●」という本を予約しましたが3か月待っても借りられません。カウンターにいったら「まだ18名待っている、この本は1冊しかないから」、と言われました。本が1冊しかなくて数か月も待つのなら、あと数冊、区内に購入していただくことはできないのですか？認知症の新しい書籍も店頭が増えております。そのたぐいの本を個人で何冊も買うよりは、図書館においていただけると嬉しいです。新しい情報を求め、最新刊が取り合いになり、1年ももたらたら新刊ではなくなります。図書館の意義としての情報提供を希望します。	おたすねの書籍は、世田谷区立桜丘図書館で1冊所蔵しています。多数の方が予約しており、長期間お待たせしており、誠に申し訳ございません。今後、早急に2冊目を購入する予定です。また、この書籍につきましては、改題、加筆修正された増補改訂版を、世田谷区立玉川台図書館で1冊所蔵しています。すでに、ご承知かもしれませんが、こちらでも予約多数のため、今日現在、追加で2冊購入する予定です。よろしければ、ご予約の上、ご利用ください。この度ご指摘いただきました認知症関係資料のご要望につきましては、今後の選書の参考にします。	生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 ファクシミリ 03-3429-7436	令和3年7月8日	
修学旅行に行きたい	区立小6年男児の母です。7月下旬より日光修学旅行の予定です。緊急事態宣言が8月末まで出るそうですが、修学旅行を中止にしないでください。昨年の川場も行けませんでした。今回は緊急事態宣言がでたとしてもオリンピックは行われるのでしたら修学旅行を中止する理由はわかりません。海外からたくさんの方が来るのに、東京から群馬に行ってはいけないという理由は子どもたちに説明がつかいません。どうか、子どもたちの楽しみを、これ以上奪わないで下さい。学校の先生方も、子どもたちも毎日毎日頑張っているのです。緊急事態宣言＝修学旅行の中止ではなく、できる方法を考えて下さい。どうか、よろしくお願いします。	日光林間学園は、区立小学校6年生を対象に、毎年夏季休業期間中に実施している宿泊行事です。今年度の実施に向けて、準備を進めているなか、国による緊急事態宣言が発令されました。区全体の新型コロナウイルス感染症対策の取り組みの中で、緊急事態宣言中については、感染拡大を抑える観点から人流を抑える必要があり、宿泊行事につきましては、延期または中止とし、この度の日光林間学園は可能な限り延期とする判断をしました。新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度、川場移動教室が中止となってしまった6年生児童にとって、日光林間学園に対する期待や思いにつきましては、教育委員会といたしましては、何とか実施できないかと検討しています。民間の宿泊施設を利用して実施する行事ですので、区立小学校61校全てが別日程で実施するためには多くの調整が必要であり、日程等については、今後の検討となりますが、子どもたちの思い出を作る機会を確保するために、関係機関と連携、調整し、全力で新たな宿泊行事を企画・検討してまいります。新たな宿泊行事につきましては、実施が可能となった時点で、学校を通じ各ご家庭にご連絡します。何卒、教育委員会の取組みにご理解とご協力をお願いします。	教育総務部 学務課	電話 03-5432-2689 ファクシミリ 03-5432-3029	令和3年7月8日	
川場村物産店の開設について	コロナ禍でポロ市、梅まつりがなくなり、川場村の商品を購入する機会が全くなり、数日間の物産展だとなかなか行けませんが、区役所の片隅に常設して頂けると区民にはありがたいです。また微力ながら川場村の農家さんの支援にもなるのではないのでしょうか。コロナ禍の今だけの常設でもけっこうです。	昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、区内の様々なイベントが中止となったことを受けて、川場村の出店販売の機会も激減し、11月と12月に区役所中庭で臨時開催しました出店販売を含めまして3回のみ開催となりました。ご質問にありました、「区役所の片隅での物産展の常設」ですが、現在、区役所の新庁舎建替えの工事が始まっておりまして、区役所内における販売スペースや在庫保管スペースを十分に確保できない状況となっております。また依然として国の緊急事態宣言が継続されていることもあり、緊急事態宣言下の都内への移動自粛の要請などもあり、川場村から販売員の派遣が難しい状況となっております。川場村の物産展を毎回楽しみにされている区民の方も多数おいでになりますので、今後、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しましたら、区内イベント等における出店販売を順次再開してまいりたいと考えております。世田谷区民健康村を運営している(株)世田谷川場ふるさと公社では、「ふるさとバック」としまして、通年販売の加工食品や、季節の旬の農産物(りんごや野菜)などを通信販売しておりますので、そちらもぜひご利用いただければと存じます。詳細は(株)世田谷川場ふるさと公社のホームページにて掲載しておりますので、ご参考ください。 https://www.furusatokousha.co.jp/furusato/	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと交流課	電話 03-6304-3593 ファクシミリ 03-6304-3714	令和3年7月9日	
コロナワクチンのパスポートについてのお願い	窓口に行かなくともデジタルで発行していただけるようお願いしたいのです。接種後直ちに海外にでなければならなかった者もおりますので、窓口まで出向けない場合もありますし、郵送では海外まで返送していただけないことと思います。また窓口の混乱、職員の方への負荷の問題もあります。どうか、EUと同様、デジタルでの申請と発行をお願いいたします。	海外渡航者を対象とした接種証明書の申請受付は、7月26日より申請受付を開始します。詳細は、今後ホームページ等でお知らせします。なお、国の方針により、当面、紙による発行となりますので、ご了承ください(国は証明書のデジタル化も進めるとの方針を示しています)。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます、よりよい運営に努めます。	住民接種担当部 住民接種調整担当課	新型コロナワクチン接種に関するお問い合わせの専用ダイヤル 世田谷区新型コロナワクチンコール 0120-136-652 (令和3年7月1日から番号変更しました)	令和3年7月12日	

<p>小学生の携行品が重すぎることに、区の対応を伺いたい</p>	<p>区立小学校2年生の親です。小学生の携行品が重すぎるのではないかと思い、区としての対応を聞かせてください。平成30年に文科省が「児童生徒の携行品に係る配慮について」という文書を出し、児童生徒の携行品の重量を減らすよう求めています。改善されていないように思います。昨年、学校宛にも連絡しましたが、現場での対応には限界があるのか、改善されていません。タブレット端末も配付され、さらに重くなりました。子どもはしばしばランドセルの重さによる体の痛みを訴えており、怪我や、発育への影響も懸念されます。携行品の重さに配慮するよう学校へ通知をしてください。</p>	<p>区教育委員会では、ご指摘のとおり、平成30年9月に文部科学省が発出した「児童生徒の携行品に係る配慮について」に基づき、子どもたちの身体的影響を考慮のうえ、児童の成長に応じた弾力的な運用について、小学校長会などの機会を通じて、周知を図っています。今回のご連絡に基づき、区教育委員会では当該小学校に、教科書や教材、学用品等の置き帰りの状況を確認するとともに、置き帰りの取り組みを進めるよう改めて要請しました。詳細につきましては、学校にご確認いただくようお願いいたします。</p>	<p>教育政策部 教育指導課</p>	<p>電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041</p>	<p>令和3年7月13日</p>	
<p>住民税普通徴収の支払い方法について</p>	<p>銀行のペイジーでの支払いに対応してください。今年度、コンビニでの支払い可能額を超えたので他の方法を検討しましたが、区役所窓口での現金払い以外は全て手数料がかかるということで非常に驚きました。税金の支払いが手数料分割増しになるのは非常に不条理と考えます。国税の支払いと同様にペイジーでの支払いに世田谷区が対応するように希望します。</p>	<p>住民税のお支払いに関する手数料についてですが、区役所窓口以外にも銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、郵便局であれば、納税額が30万円を超えても手数料はかかりません。手数料がかかるのはインターネット上でのクレジット納付になります。またお尋ね頂きました住民税のペイジーにつきましては、ご指摘のとおり、世田谷区では現時点で対応しておりません。今後も引き続き検討してまいります。ご理解の程宜しくお願いします</p>	<p>財務部 納税課</p>	<p>電話 03-5432-2197 ファクシミリ 03-5432-3012</p>	<p>令和3年7月13日</p>	
<p>多様な学びの保障について</p>	<p>いろいろな事情で教室には入れないが、zoom等を活用することで、教室にいる友達と同じように授業に参加したり、先生の話聞けるようにしてほしい。</p>	<p>児童・生徒の皆さんにお渡ししている学習用タブレット型情報端末は、家庭に持ち帰って使用いただくことも可能であり、様々な事情により登校が困難な児童・生徒の皆さんにつきましても、学習機会が損なわれないよう、家庭に持ち帰った端末と「Zoom」や「ロイロノート」等のオンライン学習支援ツールを活用した自宅学習支援等の取組みを各学校にて実施しています。詳細な実施内容、方法等は各学校にて異なりますので、通学中の学校にご相談いただけますようお願いいたします。</p>	<p>教育政策部 教育ICT推進課</p>	<p>電話 03-5432-2969 ファクシミリ 03-5432-3028</p>	<p>令和3年7月16日</p>	
<p>放置自転車の撤去対応強化と店舗指導</p>	<p>経堂駅前や農大通り（城山通り～経堂駅間）の放置自転車が目に余ります。歩道が放置自転車で妨げられ、徒歩でも自転車でも車でも通行がしにくく、2歳弱の息子が歩いていて度々危険を感じます。駅周辺に一定時間無料の駐輪場を設置いただいたり非常に助かっておりますが、やはり自転車の放置禁止ルールを守らない方々がいるのも事実です。ルールが形骸化しないよう、また、ルールやマナーを守っている方々が損をすることがないよう、放置自転車の撤去の強化や周辺店舗への放置自転車を発生させないよう指導するなど対応いただけませんか。ぜひご検討のほどよろしくお願い致します。</p>	<p>今回頂いたご意見ですが、まず区の対応の現状をご案内します。経堂駅周辺では駅の南側と北側の放置自転車等禁止区域において、土日を含め毎月10回以上の撤去活動を、委託事業者により実施しております。また、区が委託する放置自転車等の整理誘導員1名を月20日程度、午前10時から午後7時まで配置し、駅の南北地域を巡回し、駐輪場への案内や放置自転車への警告札の取り付けをするために活動しております。ご指摘いただいた通りの周辺は、撤去作業を行うと必ず対象となる自転車があることから、特に巡回を強化しておりますが、1日を通して見るとひどい状況であることも事実です。申し訳ありません。また、店舗や商業ビルの建設の際には、集客数に見合う自転車置き場の設置を義務化しております。今後は、改装店舗などにおいても自転車置き場の拡充をお願いしていきたいと考えております。普段からルールを守って自転車を利用されている皆さんが、今まで以上に快適に利用していただける環境づくり、加えて歩行者にとって安全なまちづくりに努めてまいります。区としては経堂駅の放置自転車等禁止区域において、引き続き撤去活動に注力するとともに、いただいたご意見も参考にしながら、撤去する毎月の回数や時間帯等の見直しや、整理誘導員による啓発強化を図るなど、放置自転車のない安全・安心なまちづくりを進めてまいりますので、今後ともご理解とご協力の程よろしくお願い致します。</p>	<p>土木部 交通安全自転車課</p>	<p>電話 03-6432-7966 ファクシミリ 03-6432-7996</p>	<p>令和3年7月19日</p>	
<p>区民センターへのマイナンバーカード専用証明書自動交付機の設置要望について</p>	<p>区民センターにもマイナンバーカード専用証明書自動交付機を設置して欲しい。</p>	<p>マイナンバーカード専用証明書自動交付機は、出張所・くみん窓口等32か所の区内施設に設置しています。現在の利用件数を踏まえると直ちに増設することは難しい状況ですが、今後のマイナンバーカードの普及に伴う利用状況の推移を踏まえて、引き続き増設を検討していきます。なお、マイナンバーカードを用いて、コンビニエンスストア等のマルチコピー機からも住民票の写し等の証明書を取得することができますので、ご利用ください。手数料も区役所にある交付機と同額です。世田谷線のポスター掲示や区のホームページ等で証明書コンビニ交付サービスについての広報を行っていますが、今後とも様々な媒体を活用しながら、よりわかりやすい広報に努めていきます。</p>	<p>地域行政部 住民記録・戸籍課</p>	<p>電話 03-5432-2236 ファクシミリ 03-5432-3077</p>	<p>令和3年7月21日</p>	
<p>歩道の美化についてのお願いです</p>	<p>先日（5月か6月頃）赤坂で駅前の地面を機械で掃除をしている方々に会いました。ただ道路を洗っているのかと見ていたら、一点に集中してスチームで何かを取っている様子。何をしているのかを尋ねてたところ、道路に張り付いて黒くなったガムを取っているとのことでした。ガムをヘラで取っている姿は見たことがあったのですが、機械で取れるとは画期的だと思いました。シルバー世代の方々がヘラでガムを一つ一つ取っているようなら申し出ることは無かったのですが、今では機械で一気に綺麗になると知ったので、利用する駅や街を綺麗にしたいだけないかと思い連絡しました。気になって最寄り駅をみましたが、かなり黒い汚れが目立っています。地面は低いです、歩行中は自然と視界に入ります。毎日見ていると黒い点々が映像で記憶に残り汚いといった印象となります。住んでいる街が素敵になることはとっても嬉しいことです。足元も綺麗だともっと空気がクリーンと感じ益々素敵なお街になると思います。</p>	<p>世田谷区の区道、水路等については、日々清掃、草刈等の作業を行っています。ご指摘のあった駅についてもごみ等が散乱している場合は清掃を行っていますが、路面の汚れ等の除去については、今後の清掃作業の参考にします。</p>	<p>土木部 工事第二課 砧土木管理事務所</p>	<p>電話 03-3417-9571 ファクシミリ 03-3417-9573</p>	<p>令和3年7月27日</p>	